

## 県産米品質向上緊急対策事業費補助金の概要

## 1 事業の趣旨

令和5年産米は、出穂後の高温の影響で白未熟粒が多発し、品質が低下した。県産米の品質向上を目的に、玄米調製段階で白未熟粒等を除去する色彩選別機の導入に係る経費を補助する。

## 2 事業実施主体

本事業の事業実施主体は、次のいずれかに該当するものとする。ただし、(1)にあつては団体のすべての構成員が、(2)及び(3)にあつては法人が地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に取り組んでいる者を優先する。

- (1) 3戸以上の生産者で組織する団体（ただし、法人格を有しないものにあつては、代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営について定めがあるものに限る。）
- (2) 農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4第1項に規定する事業を行う法人をいう。）
- (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第299号）第2条第3項に規定する法人をいう。）
- (4) 農業協同組合
- (5) 米穀集荷団体

## 3 補助対象

色彩選別機の本体とする。ただし、着色粒・被害粒・未熟粒・死米等の不良米、もみ、異物を取り除く能力を有して、処理量1.5 t/h以上のもの。

なお、既存所有機器の代替として、同種・同能力のものを再度導入すること（いわゆる更新）は、補助の対象外とする。また、補助事業等により取得した財産の改修を実施する場合は、あらかじめ財産処分申請を行い、財産処分の承認を受けている、または承認を受ける見込みであること。

## 4 補助率等

- (1) 補助率 1 / 2 以内
- (2) 補助限度額 21,000千円

## 5 事業計画に設定するべき目標

- (1) 水稻うるち品種作付面積（作業受託面積を含む）の現況値が10ha以上で、補助事業に取り組むことで目標年度の水稲うるち品種作付面積（作業受託面積を含む）が増加すること。
- (2) 目標年度の水稲うるち品種の1等米比率が、令和5年産米の水稲うるち品種の1等米比率より向上すること。
- (3) 目標年度は、事業実施年度の翌々年度とする。

## 6 事業の募集について

- (1) 本補助事業の要望調査期間は、令和5年12月18日（月）～令和6年1月25日（木）とし、下記担当あてに電子メール、またはFAXにて提出してください。
- (2) 本補助金の採択は、県産米品質向上緊急対策事業費補助金交付要綱に基づき、予算の範囲内において行われます。
- (3) 本事業に申込み場合は、補助金受付担当者から提出書類の内容確認を受けた上で、事業実施計画書（事業実施計画書の添付書類を含む）を報告期限までに提出してください。

7 予算額

補助金総額 180,000千円 (※令和5年度12月補正予算の議決を条件とします)

8 採択の方法

- ・ 水稲うるち品種作付面積（作業受託面積を含む）の現況値、水稲うるち品種の1等米比率向上割合の目標値、水稲うるち品種の1等米比率の現況値（R2～R4平均）をポイント換算し、予算の範囲内において合計ポイントの高い方から順に採択する。
- ・ 1等米比率向上割合は、事業実施主体の令和5年11月30日における1等米比率の現況値から取組後の事業実施主体における1等米比率の向上割合によって算出する。

9 採択の基準

成果項目	成果目標	現況値
1		令和5年度水稲うるち品種作付面積 （作業受託面積を含む） 100ha以上・・・9ポイント 80ha以上・・・7ポイント 60ha以上・・・5ポイント 40ha以上・・・3ポイント 20ha以上・・・1ポイント
2	1等米比率の向上割合（水稲うるち品種） 50ポイント以上・・・5ポイント 40ポイント以上・・・4ポイント 30ポイント以上・・・3ポイント 20ポイント以上・・・2ポイント 10ポイント以上・・・1ポイント	1等米比率（水稲うるち品種） （令和2年から4年の平均値） 94%程度・・・5ポイント 92～94%未満・・・4ポイント 90～92%未満・・・3ポイント 88～90%未満・・・2ポイント 88%未満・・・1ポイント
3	機械整備内容 新規導入に係るもの・・・3ポイント	

- ・ 地域農業再生協議会の「生産の目安」に基づく需要に応じた米生産に取り組んでいる実施主体を優先して採択する。
- ・ ポイントの合計値が同率の場合は、1等米比率の向上割合が大きく、かつ、水稲作付面積（作業受託面積を含む）の現況値が大きい事業計画を優先する。

10 実績報告、事業状況報告、事業評価報告について

- (1) 事業実施主体は、補助事業が完了したときは、補助事業の成果（機械の導入）を記載した実績報告書を事業完了後20日を経過する日又は令和6年8月31日までに提出する。
- (2) 事業実施主体は、取組年度から目標年度の前年度までの間、当該年度における事業状況報告書を報告に係る年度の1月31日までに提出する。報告日までに当該年度の生産物調製が終了していない場合は、当該年度の実績報告書が終了してから20日以内に事業状況報告書を改めて提出する。また、目標年度の翌年度に、目標年度の成果目標達成状況について、目標年度の翌年度の6月末日までに提出する。
- (3) 事業実施主体は、目標年度の翌年度の8月31日までに事業評価報告書を提出する。

11 問い合わせ先及び申込書提出先

- (1) 担当課名：農林水産部農業技術環境課
- (2) 担当係名：作物振興担当
- (3) TEL：023-630-2316
- (4) e-mail：ynogi@pref.yamagata.jp